

(左から) 川崎さん、小山さん、箕輪さん、岩崎さん



この紙面は、わたしたちが企画・取材・編集を行い、作成のお手伝いをしました。

中学生

広報マンレポート

学校では得られない経験を通じて、たくましく生きる力を育むために、鳩山中学校で平成12年から行われている「中学生社会体験チャレンジ事業」。

今月号は、鳩山町役場で職場体験した、中学生4人の広報紙づくりなどの様子をレポートします。

職場体験を終えて

- ◆3日間という短い時間でしたが、いろいろな仕事が体験できて良かったです。(小川 和輝さん)
- ◆役場の仕事は難しそうでしたが、やっているうちにできそうだと思う仕事が多かったです。(小山 忠将さん)
- ◆役場は堅い印象でしたが、仕事を優しく教えてくれたりと、3日間楽しかったです。(岩崎 麻椰さん)
- ◆皆さん明るくて優しかったです。ダンボール運びや広報紙づくりが特に楽しかったです。(箕輪 汐里さん)



▲図書館職員にインタビューをする箕輪さん(写真左手前)、岩崎さん(写真左奥)

職場体験 — 汗と涙の3日間 (鳩山町役場の職場体験編)

中学生社会体験チャレンジ事業

12月4日〜6日の3日間、鳩山町役場で、鳩山中学校の1年生4人が職場体験を行いました。生徒は、防災倉庫の片付けや町民体育館の清掃、農地に関する図面や広報紙づくりに挑戦しました。

広報紙づくりでは、インタビューや撮影、レイアウト構成などを行い、この紙面の写真や左記の記事を作成しました。

◆取材により、いろいろな工夫をしていることが分かりました。これからも図書館を利用したいです。

鳩山中学校に取材!

鳩山中学校にも取材へ。

なぜ職場体験を毎年行っているのですか。

社会に出たとき、自分のためになりますし、自分の足りないことにも気づきます。

学校で学んだことを活かしてほしいです。

◆お話を受け、いろいろなことにチャレンジして、それを社会で生かしていきたいと感じました。



お話を伺った 鳩山中学校教諭 松井 守先生

ありがとうございました

お世話になった
職場体験学習先
(順不同)



ファミリーマート鳩山ニュータウン店で職場体験した吉田さん(左)、横沢さん(右)

〔町内〕

- ▼セブンイレブン鳩山今宿店
- ▼ファミリーマート鳩山ニュータウン店
- ▼ドラッグセイムス鳩山店
- ▼西友鳩山ニュータウン店
- ▼医療法人真美会麻見江ホスピタル
- ▼ゴルフプラザ鳩山
- ▼鳩山カントリークラブ
- ▼宇宙航空研究開発機構地球観測センター
- ▼グループホームいこいの里
- ▼町デイサービスセンター
- ▼真光寺
- ▼金澤寺
- ▼西入間広域消防組合鳩山分署
- ▼ひばり保育園
- ▼町立鳩山幼稚園
- ▼石坂幼稚園
- ▼町立今宿小学校
- ▼町立鳩山小学校
- ▼町立亀井小学校
- ▼町立図書館
- ▼町中央公民館
- ▼町役場

〔町外〕

- ▼サロンド・ジュン
- ▼Jマート
- ▼坂戸店
- ▼コモデイイイダ坂戸西
- ▼埼玉県平和資料館
- ▼埼玉県こども動物自然公園
- ▼ラブリーン



はとやま 雑 感

町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】ふれあい講演会

先日、鳩山中学校でふれあい講演会が開催されました。今年の講師は、電波天文学者である阪本成一氏でした。阪本氏は、現在、宇宙航空研究開発機構(JAXA)宇宙科学研究本部教授で、映画にもなった小惑星イトカワのサンプルを持ち帰った「はやぶさ」の開発に関わった方です。



昨年5月に先生の講演をお聞きする機会がありました。講演終了後「JAXAの地球観測センターのある鳩山町の町長の小峰です。天体観測が趣味です。」と挨拶したところ話が弾み、その後メールのやりとりがあり、今回の企画へとつながりました。



今回の講演の演題は、「宇宙と夢への挑戦」でした。小惑星イトカワのサンプル入手に成功した理由を、「①新たな課題を選び大胆に挑戦したこと」「②仕事への愛」「③根性」「④皆の意見を聞き皆で考えたこと」「⑤できない理由ではなく、どうしたらできるかを考えたこと」と子どもたちに語っていただきました。



教育というと学力向上のみに関心がいきやすいですが、私はもっと幅広く考えるべき、と思っています。「将来の夢や希望を育み、その夢や希望を実現する」いわゆる自己実現を手助けすることこそ、教育の最も大切な役割ではないかと思っています。



中学の卒業式で、必ず話すことがあります。「たった一度しかない人生です。そのたった一度しかない人生を、決して悔いることのないよう、将来の夢や希望をぜひ実現してください。そのために今、学んでください。体を鍛えてください。友達をたくさん作ってください。」

これからも、子どもたちの夢や希望を育む取り組みができればと思っています。



トラブル情報

くらしの 110 番



消費者被害の未然・拡大防止を効果的に呼びかけるため、埼玉県消費生活支援センターから配信されている事例をご紹介します。

携帯電話で融資？アルバイト！？

【事例1】

お金がすぐに必要になったので、インターネットに「即日、低金利で融資する」と広告していた業者に電話で借金を申し込んだ。その業者から、スマートフォンを2台契約して業者に送り、その契約書もFAXするよう指示され、そのとおりにした。業者から、さらに家電製品を購入して送るように言われたので、「話が違う」と言ったら、2万円だけ先に融資された。借金の返済方法は言われていない。今後どうすればよいか。

【事例2】

友人に「携帯のバイトがある」と誘われた。通話料金などを負担する必要はないと説明され、携帯電話を9台契約して、それぞれの契約書と自分の免許証のコピーを渡し、その場でバイト料をもらった。

契約書に記入した銀行口座を解約するよう指示されたが、今後、自分に請求書がくるのではないかと不安になった。携帯電話会社に確認しようとしたが、契約した携帯番号すら不明で、どうしたらよいか分からない。

自分名義の携帯電話等を携帯電話事業者に無断で他人に譲渡することは、携帯電話不正利用防止法で禁止されています。

このようにして譲渡された携帯電話は、振り込め詐欺、ヤミ金融業者の督促行為や架空請求メールの送信などに悪用される可能性があります。消費者が、知らないうちに犯罪行為に加担することになりかねません。

こんなときどうしたらいいの？

- ① 自分名義の携帯電話は、絶対に他人に譲渡してはいけません。
- ② 消費者が「融資のため」「アルバイトのつもり」と思っている、利用料金は名義人である消費者に請求されます。解約するには解約料を支払う必要があり、携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務もあります。
- ③ 利用料金を支払わず、解約もせず放置しておく、料金滞納者として扱われます。もともと使っていた携帯電話さえも利用できなくなる可能性があります。
- ④ 自分名義の携帯電話を他人に渡してしまうようなトラブルに巻き込まれたら、すぐに携帯電話会社に連絡し、事情を説明して利用停止や解約の手続きを取りましょう。
- ⑤ 犯罪に利用される可能性もあることから、警察にも申し出ておきましょう。
- ⑥ SNS(※)で誘われる事例もあります。SNS利用者からの情報だからと言って安易に信用してはいけません。
※フェイスブックやツイッターなどのコミュニケーションサービス

問合せ：役場産業振興課 ☎296-5895